

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R 8 首都国道須和田 1 丁目歩道橋昇降設備応急修繕業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都国道事務所長 山岡 敏之 千葉県松戸市竹ヶ花 8 6
契約締結日	令和 8 年 1 0 月 1 9 日
契約の相手方の氏名及び住所	ジャパンエレベーターサービス城南株式会社 東京都千代田区東神田一丁目 1 1 番 2 号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2, 225, 300
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、令和8年9月28日に発生した国道298号線須和田1丁目歩道橋昇降設備の故障に伴い、バリアフリー経路の早期復旧を図るため緊急に修繕を実施するものである。</p> <p>当該設備は地域住民、特に車椅子利用者等の移動に不可欠な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。ジャパンエレベーターサービス城南株式会社以外の事業者においては、部品の調達や作業員の確保等を含め、必要とされる即応的な体制を早急に構築することが困難である旨を確認している。また、当該設備に関しては、現在ジャパンエレベーターサービス城南株式会社との間で、令和8年度の年間保守点検整備業務委託契約を締結中であり、万が一、本修繕業務を現行の点検業者とは異なる別業者に発注した場合、今後の定期点検時における不具合発生の際、責任の所在および瑕疵（かし）担保責任の範囲が不明確になり、今後の維持管理運営に重大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上のことから、機器の構造を熟知し、かつ一元的なメンテナンス責任を担保できる同社が、本緊急修繕を迅速かつ確実に行える唯一の業者であると判断し、同社と特命随意契約を締結するものである。</p>
備 考	